

令和5年度第1回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和5年8月2日開催

議案

・議第1号 南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について（付議）

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、原案のとおり了承されました。

- | | |
|---------|--|
| ・名 | 称：南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画 |
| ・位 | 置：富田林市旭ヶ丘町地内 |
| ・計画区域面積 | ：約2.16ha |
| ・建物用途 | ：物品販売店舗、飲食店、診療所、スポーツ振興くじ及び宝くじ売り場、サービス業を営む店舗、これらに附属する事務所、自動車車庫、倉庫業を営まない倉庫 |
| ・地区施設 | ：市道、歩行者専用道路、緑地、調整池 |

・議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）

生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、意見はありませんでした。

報告

・報告1 南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について

「南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画」について、以下の提案内容等を報告しました。

- | | |
|---------|-------------------------|
| ・名 | 称：南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画 |
| ・位 | 置：富田林市伏山二・三丁目地内 |
| ・計画区域面積 | ：約11.0ha |
| ・建物用途 | ：住宅335戸 |